

法律等**身体障害者福祉法**

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため福祉の増進を図ることを目的とし、本人の自立への努力・機会の確保とともに、国や市、国民の責務を定めています。身体障害者福祉法による各種の援護（18歳未満の人は、児童福祉法の対象となります。）等を受けやすくするために、身体障害者手帳を交付しています。

知的障害者福祉法

知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、必要な保護を行い、国や市をはじめ、国民の理解と協力を得て、福祉の増進を図るように定めています。知的障がい者（児）の一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援護を受けやすくするために、療育手帳を交付しています。（法に定めてはおりませんが、国の通知（要綱）により各自治体が独自に要綱等を定めて実施しています。）

児童福祉法

すべての児童は、適切に養育されること、生活を保障されること等の権利を有しており、すべての国民は、児童の最善の利益が優先され健やかに育成されるよう努めるとともに、国や市が、児童の保護者とともに児童の育成にあたる責務を定めています。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

心の病をもつ人の医療及び保護を行い、社会復帰の促進や自立、社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うことを目的とし、心の病をもつ人の福祉の増進や国民の心の健康の向上を図るように定めています。一定の精神障がいの状態であることを証し、各種の支援を受けやすくするために精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

発達障害者支援法

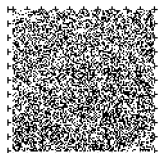
自閉症、アスペルガー症候群、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などを「発達障がい」と総称して、発達障がい者の自立及び社会参加に資するよう、それぞれの障がい特性やライフステージに応じた支援を行うことを国や市及び国民の責務として定めています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

障がい者や障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことを定めています。

介護給付や訓練等給付等の障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具費の支給や地域生活支援事業はこの法律によって実施されます。

なお、本法律により、障がい者の範囲に難病等も含まれることになりました。



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に 生きるまちづくり条例（福岡市障がい者差別解消条例）

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とし、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めています。福岡市では、「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」（福岡市障がい者差別解消条例）を制定しており、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを進めています。

障害者の雇用の促進等に関する法律

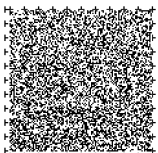
障害者の雇用の促進等に関する法律においては、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、

- ①障がい者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講じ、その職業生活における自立を図る職業リハビリテーションの推進
- ②障がい者の雇用の法的義務等とした障害者雇用率制度の運営
- ③障がい者の雇用の経済的側面から支える障害者雇用納付金制度の運営等を中心とする施策を講じることとされています。

介護保険法（制度）

40歳以上の人が被保険者となって保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、利用料（所得などに応じて1割、2割または3割負担）を支払い、介護サービスや介護予防サービスが利用できる制度です。65歳以上の方は介護や支援が必要となった原因を問わず、認定の対象となりますが、40歳以上65歳未満の方は、加齢が原因とされる病気（特定疾病）による場合に認定の対象となります。

原則として、介護保険適用の対象となる人は、障がい福祉施策より介護保険制度が優先となります。ただし、介護保険適用の対象となる人であっても、障がい福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援など）や各種の社会参加促進事業など介護保険の給付にないサービスについては、障がい福祉施策を利用することができます。



福岡市福祉のまちづくり条例

[内 容] この条例は、市民・事業者・市それぞれの責務を明らかにし、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、優しさに満ちた健やかでやすらぎのある福祉社会を実現することを目的とするものです。

条例施行規則では、多くの人々が利用する建築物、交通機関の施設、道路、公園などのまちを構成する様々な施設が、高齢者や障がいのある人をはじめ、だれもが利用しやすいものとなるよう、構造や設備について整備すべき基準などを定めています。

[窓 口] 福祉局地域共生課 TEL(733)5344 FAX(733)5914

福岡市保健福祉総合計画

[内 容] 福岡市保健福祉総合計画は、福岡市福祉のまちづくり条例第10条に定める「福祉のまちづくりに関する基本となる計画」であり、福岡市における保健・医療・福祉など様々な分野の各計画を横断的につなぐ基本理念と、取り組む施策の方向性を明らかにする保健福祉行政のマスタープランです。

また、本計画は、高齢者や障がいのある人など、誰もが地域で安心して生活していくための指針となる計画であり、本市の保健福祉施策の方向性を総合的に示す計画となっています。

[窓 口] 福祉局政策推進課 TEL(711)4812 FAX(733)5587

福岡市バリアフリー基本計画

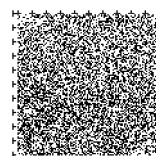
[内 容] 「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり」という基本理念によるまちづくりを引き続き推進していくための取組みの方向性等を明らかにして、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を計画的に推進していきます。

[窓 口] 福祉局地域共生課 TEL(733)5344 FAX(733)5914

福岡市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

[内 容] 福岡市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国が定める基本指針に即して、本市において必要な障がい福祉サービス等が計画的に提供されるように、障がい福祉サービス等に関する数値目標や各年度の見込量を定めています。

[窓 口] 福祉局障がい企画課 TEL(711)4248 FAX(711)4818

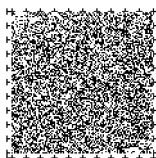


身体障害者障害程度等級表 (太実線より上は第1種を、下は第2種を表わす。)

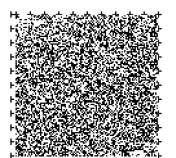
| 級別 | 視覚障害 | 聴覚又は平衡機能の障害 | | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害 | 肢体不自由 | |
|----|---|---|---------------|-------------------------|---|---|
| | | 聴覚障害 | 平衡機能障害 | | 上肢 | 下肢 |
| 1級 | 視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの | | | | ① 両上肢の機能を全廃したものの ② 両上肢を手関節以上で欠くもの | ① 両下肢の機能を全廃したものの ② 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの |
| 2級 | ① 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ② 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③ 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの | 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう) | | | ① 両上肢の機能の著しい障害 ② 両上肢のすべての指を欠くもの ③ 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④ 一上肢の機能を全廃したものの | ① 両下肢の機能の著しい障害 ② 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの |
| 3級 | ① 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) ② 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③ 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの | 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの) | 平衡機能の極めて著しい障害 | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失 | ① 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ② 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの ③ 一上肢の機能の著しい障害 ④ 一上肢のすべての指を欠くもの ⑤ 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの | ① 両下肢をショパール関節以上で欠くもの ② 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③ 一下肢の機能を全廃したものの |
| 4級 | ① 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) ② 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③ 両眼開放視認点数が70点以下のもの | ① 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) ② 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの | | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害 | ① 両上肢のおや指を欠くもの ② 両上肢のおや指の機能を全廃したものの ③ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの ④ 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの ⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの ⑧ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害 | ① 両下肢のすべての指を欠くもの ② 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの ③ 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④ 一下肢の機能の著しい障害 ⑤ 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの ⑥ 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの |
| 5級 | ① 視力の良い方の眼の視力が0.2以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ② 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③ 両眼中心視野角度が56度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの ⑤ 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの | | 平衡機能の著しい障害 | | ① 両上肢のおや指の機能の著しい障害 ② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③ 一上肢のおや指を欠くもの ④ 一上肢のおや指の機能を全廃したものの ⑤ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害 | ① 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ② 一下肢の足関節の機能を全廃したものの ③ 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの |
| 6級 | 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの | ① 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) ② 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの | | | ① 一上肢のおや指の機能の著しい障害 ② ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの | ① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ② 一下肢の足関節の機能の著しい障害 |
| 7級 | | | | | ① 一上肢の機能の軽度の障害 ② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③ 一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤ 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥ 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの | ① 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ② 一下肢の機能の軽度の障害 ③ 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ④ 一下肢のすべての指を欠くもの ⑤ 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの ⑥ 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの |

備考

- ① 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- ② 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- ③ 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級により上位の等級とすることができる。
- ④ 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- ⑤ 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。
- ⑥ 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- ⑦ 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

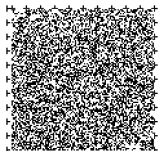


| 肢 体 不 自 由 | | | 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害 | | | | | | | |
|-----------|--|---|--|-------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|-------------------------------------|--|---|
| 級別 | 体 幹 | 乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害 | | 心臓 機能障害 | じん臓 機能障害 | 呼吸器 機能障害 | ぼうこう 又は直腸の 機能障害 | 小腸 機能障害 | ヒト免疫不全 ウイルスに よる免疫 機能障害 | 肝臓機能障害 |
| | | 上肢機能 | 移動機能 | | | | | | | |
| 1級 | 体幹の機能障害により坐っていることができないもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの | 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの | 心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | 小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの |
| 2級 | ① 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ② 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの | | | | | | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの |
| 3級 | 体幹の機能障害により歩行が困難なもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの | 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。） | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。） |
| 4級 | | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| 5級 | 体幹の機能の著しい障害 | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの | | | | | | | |
| 6級 | | 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの | 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの | | | | | | | |
| 7級 | | 上肢に不随意運動・失調等を有するもの | 下肢に不随意運動・失調等を有するもの | | | | | | | |



令和7年4月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

| 番号 | 疾病名 | 番号 | 疾病名 | 番号 | 疾病名 |
|----|-------------------------|-----|----------------------|-----|--------------------------------|
| 1 | アイカアルディ症候群 | 65 | 関節リウマチ | 129 | 5p欠失症候群 |
| 2 | アイザックス症候群 | 66 | 完全大血管転位症 | 130 | コフィン・シリズ症候群 |
| 3 | IgA腎症 | 67 | 眼皮膚白皮症 | 131 | コフィン・ローリー症候群 |
| 4 | IgG4関連疾患 | 68 | 偽性副甲状腺機能低下症 | 132 | 混合性結合組織病 |
| 5 | 亜急性硬化性全脳炎 | 69 | ギャロウェイ・モト症候群 | 133 | 鰓耳腎症候群 |
| 6 | アジソン病 | 70 | 急性壊死性脳症 ○ | 134 | 再生不良性貧血 |
| 7 | アッシャー症候群 | 71 | 急性網膜壊死 ○ | 135 | サイトメガロウィルス角膜炎 ○ |
| 8 | アトピー性脊髄炎 | 72 | 球脊髄性筋萎縮症 | 136 | 再発性多発軟骨炎 |
| 9 | アペール症候群 | 73 | 急速進行性糸球体腎炎 | 137 | 左心低形成症候群 |
| 10 | アミロイドーシス | 74 | 強直性脊椎炎 | 138 | サルコイドーシス |
| 11 | アラジール症候群 | 75 | 巨細胞性動脈炎 | 139 | 三尖弁閉鎖症 |
| 12 | アルポート症候群 | 76 | 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変） | 140 | 三頭筋欠損症 |
| 13 | アレキサンダー病 | 77 | 巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変） | 141 | CFC症候群 |
| 14 | アンジェルマン症候群 | 78 | 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 | 142 | シェーグレン症候群 |
| 15 | アントレー・ビクスラー症候群 | 79 | 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変） | 143 | 色素性乾皮症 |
| 16 | イソ吉草酸血症 | 80 | 筋萎縮性側索硬化症 | 144 | 自己貪食空胞性ミオパチー |
| 17 | 一次性ネフローゼ症候群 | 81 | 筋型糖原病 | 145 | 自己免疫性肝炎 |
| 18 | 一次性膜性増殖性糸球体腎炎 | 82 | 筋ジストロフィー | 146 | 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 |
| 19 | 1p36欠失症候群 | 83 | クッシング病 | 147 | 自己免疫性溶血性貧血 |
| 20 | 遺伝性自己炎症疾患 | 84 | クリオピリン関連周期熱症候群 | 148 | 四肢形成不全 ○ |
| 21 | 遺伝性ジストニア | 85 | クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群 | 149 | シトステロール血症 |
| 22 | 遺伝性周期性四肢麻痺 | 86 | クルーゾン症候群 | 150 | シトリン欠損症 |
| 23 | 遺伝性膵炎 | 87 | グルコーストランスporter 1欠損症 | 151 | 紫斑病性腎炎 |
| 24 | 遺伝性鉄芽球性貧血 | 88 | グルタル酸血症1型 | 152 | 脂肪萎縮症 |
| 25 | ウィーバー症候群 | 89 | グルタル酸血症2型 | 153 | 若年性特発性関節炎 |
| 26 | ウィリアムズ症候群 | 90 | クロウ・深瀬症候群 | 154 | 若年性肺気腫 |
| 27 | ウィルソン病 | 91 | クローン病 | 155 | シャルコー・マリー・トゥース病 |
| 28 | ウエスト症候群 | 92 | クローンカイト・カナダ症候群 | 156 | 重症筋無力症 |
| 29 | ウェルナー症候群 | 93 | 痙攣重積型（二相性）急性脳症 | 157 | 修正大血管転位症 |
| 30 | ウォルフラム症候群 | 94 | 結節性硬化症 | 158 | 出血性線溶異常症 ● |
| 31 | ウルリッヒ病 | 95 | 結節性多発動脈炎 | 159 | ジュベール症候群関連疾患 |
| 32 | HTRA1関連脳小血管病 △ | 96 | 血栓性血小板減少性紫斑病 | 160 | シュワルツ・ヤンベル症候群 |
| 33 | HTLV-1関連脊髄症 | 97 | 限局性皮質異形成 | 161 | 神経細胞移動異常症 |
| 34 | ATR-X症候群 | 98 | 原発性肝外門脈閉塞症 ● | 162 | 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 |
| 35 | ADH分泌異常症 | 99 | 原発性局所多汗症 ○ | 163 | 神経線維腫症 |
| 36 | エーラス・ダンロス症候群 | 100 | 原発性硬化性胆管炎 | 164 | 神経有棘赤血球症 |
| 37 | エプスタイン症候群 | 101 | 原発性高脂血症 | 165 | 進行性核上性麻痺 |
| 38 | エプスタイン病 | 102 | 原発性側索硬化症 | 166 | 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 |
| 39 | エマヌエル症候群 | 103 | 原発性胆汁性胆管炎 | 167 | 進行性骨化性線維異形成症 |
| 40 | MECP2重複症候群 ● | 104 | 原発性免疫不全症候群 | 168 | 進行性多巣性白質脳症 |
| 41 | LMNB1関連大脳白質脳症 ● | 105 | 顕微鏡的大腸炎 ○ | 169 | 進行性白質脳症 |
| 42 | 遠位型ミオパチー | 106 | 顕微鏡的多発血管炎 | 170 | 進行性ミオクローヌステんかん |
| 43 | 円錐角膜炎 ○ | 107 | 高IgD症候群 | 171 | 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 |
| 44 | 黄色粘帯骨化症 | 108 | 好酸球性消化管疾患 | 172 | 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 |
| 45 | 黄斑ジストロフィー | 109 | 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 | 173 | 睡眠時無呼吸を伴う発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △ |
| 46 | 大田原症候群 | 110 | 好酸球性副鼻腔炎 | 174 | スタージ・ウェーバー症候群 |
| 47 | オクシピタル・ホーン症候群 | 111 | 抗糸球体基底膜腎炎 | 175 | スティーヴンス・ジョンソン症候群 |
| 48 | オスラー病 | 112 | 後縦帯骨化症 | 176 | スミス・マガニス症候群 |
| 49 | カーニー複合 | 113 | 甲状腺ホルモン不応症 | 177 | スモン ○ |
| 50 | 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん | 114 | 拘束型心筋症 | 178 | 脆弱X症候群 |
| 51 | 潰瘍性大腸炎 | 115 | 高チロシン血症1型 | 179 | 脆弱X症候群関連疾患 |
| 52 | 下垂体前葉機能低下症 | 116 | 高チロシン血症2型 | 180 | 成人発症スチル病 △ |
| 53 | 家族性地中海熱 | 117 | 高チロシン血症3型 | 181 | 成長ホルモン分泌亢進症 |
| 54 | 家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体） | 118 | 後天性赤芽球癆 | 182 | 脊髄空洞症 |
| 55 | 家族性良性慢性性天疱瘡 | 119 | 広範脊髄管狭窄症 | 183 | 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。） |
| 56 | カナバン病 | 120 | 膠様滴状角膜ジストロフィー | 184 | 脊髄髄膜瘤 |
| 57 | 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 | 121 | 抗リン脂質抗体症候群 | 185 | 脊髄性筋萎縮症 |
| 58 | 歌舞伎症候群 | 122 | 極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症 ● | 186 | セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症 |
| 59 | カクアストリン酸リソリチン酵素欠損 | 123 | コケイン症候群 | 187 | 前眼部形成異常 |
| 60 | カルニチン回路異常症 | 124 | コステロ症候群 | 188 | 全身性エリテマトーデス |
| 61 | 加齢黄斑変性 ○ | 125 | 骨形成不全症 | 189 | 全身性強皮症 |
| 62 | 肝型糖原病 | 126 | 骨髄異形成症候群 ○ | 190 | 先天異常症候群 |
| 63 | 間質性膀胱炎（ハンナ型） | 127 | 骨髄線維症 ○ | 191 | 先天性横隔膜ヘルニア |
| 64 | 環状20番染色体症候群 | 128 | ゴナドトロピン分泌亢進症 | 192 | 先天性核上性球麻痺 |



● 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

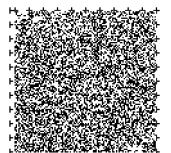
※ 旧対象疾病番号159（神経フェリチン症）は対象疾病番号264（脳内鉄沈着神経変性症）に統合

（注）疾病名の表記が変更になる可能性がある

| 番号 | 疾病名 |
|-----|-------------------------------|
| 193 | 先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症 |
| 194 | 先天性魚鱗癬 |
| 195 | 先天性筋無力症候群 |
| 196 | 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症 |
| 197 | 先天性三尖弁狭窄症 |
| 198 | 先天性腎性尿崩症 |
| 199 | 先天性赤血球形形成異常性貧血 |
| 200 | 先天性僧帽弁狭窄症 |
| 201 | 先天性大脳白質形成不全症 |
| 202 | 先天性肺静脈狭窄症 |
| 203 | 先天性風疹症候群 ○ |
| 204 | 先天性副腎低形成症 |
| 205 | 先天性副腎皮質酵素欠損症 |
| 206 | 先天性ミオパチー |
| 207 | 先天性無痛無汗症 |
| 208 | 先天性葉酸吸収不全 |
| 209 | 前頭側頭葉変性症 |
| 210 | 線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。） ● |
| 211 | 早期ミオクロニー脳症 |
| 212 | 総動脈幹遺残症 |
| 213 | 総排泄腔遺残 |
| 214 | 総排泄腔外反症 |
| 215 | ソトス症候群 |
| 216 | ダイヤモンド・ブラックファン貧血 |
| 217 | 第14番染色体父親性ダイソミー症候群 |
| 218 | 大脳皮質基底核変性症 |
| 219 | 大理石骨病 |
| 220 | グアウン症候群 ○ |
| 221 | 高安動脈炎 |
| 222 | 多系統萎縮症 |
| 223 | タナトフォリック骨異形成症 |
| 224 | 多発血管炎性肉芽腫症 |
| 225 | 多発性硬化症／視神経脊髄炎 |
| 226 | 多発性軟骨性外骨腫症 ○ |
| 227 | 多発性嚢胞腎 |
| 228 | 多脾症候群 |
| 229 | タンジール病 |
| 230 | 単心室症 |
| 231 | 弾性線維性仮性黄色腫 |
| 232 | 短腸症候群 ○ |
| 233 | 胆道閉鎖症 |
| 234 | 遅発性内リンパ水腫 |
| 235 | チャージ症候群 |
| 236 | 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 |
| 237 | 中毒性表皮壊死症 |
| 238 | 腸管神経節細胞僅少症 |
| 239 | TRPV4異常症 ● |
| 240 | TSH分泌亢進症 |
| 241 | TNF受容体関連周期性症候群 |
| 242 | 低ホスファターゼ症 |
| 243 | 天疱瘡 |
| 244 | 特発性拡張型心筋症 |
| 245 | 特発性間質性肺炎 |
| 246 | 特発性基底核石灰化症 |
| 247 | 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。） |
| 248 | 特発性後天性全身性無汗症 |
| 249 | 特発性大腿骨頭壊死症 |
| 250 | 特発性多中心性キャスルマン病 |
| 251 | 特発性門脈圧亢進症 |
| 252 | 特発性両側性感音難聴 |
| 253 | 突発性難聴 ○ |
| 254 | ドラベ症候群 |
| 255 | 中條・西村症候群 |
| 256 | 那須・ハコラ病 |

| 番号 | 疾病名 |
|-----|-------------------------------|
| 257 | 軟骨無形成症 |
| 258 | 難治頻回部分発作重積型急性脳炎 |
| 259 | 22q11.2欠失症候群 |
| 260 | 乳児発症STING関連血管炎 ● |
| 261 | 乳幼児肝巨大血管腫 |
| 262 | 尿素サイクル異常症 |
| 263 | ヌーナン症候群 |
| 264 | ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LIMX1B関連腎症 |
| 265 | ネフロン癆 |
| 266 | 脳クレアチン欠乏症候群 |
| 267 | 脳腫黄色腫症 |
| 268 | 脳内鉄沈着神経変性症（※） △ |
| 269 | 脳表ヘモジデリン沈着症 |
| 270 | 膿疱性乾癬 |
| 271 | 嚢胞性線維症 |
| 272 | パーキンソン病 |
| 273 | バージャー病 |
| 274 | 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症 |
| 275 | ハッチンソン・ギルフォード症候群 |
| 276 | 肺動脈性肺高血圧症 |
| 277 | 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性） |
| 278 | 肺胞低換気症候群 |
| 279 | バッド・キアリ症候群 |
| 280 | ハンチントン病 |
| 281 | 汎発性特発性骨増殖症 ○ |
| 282 | P CDH19関連症候群 |
| 283 | PURA関連神経発達異常症 ● |
| 284 | 非ケトosis型高グリシン血症 |
| 285 | 肥厚性皮膚骨膜炎 |
| 286 | 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 |
| 287 | 皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症 |
| 288 | 肥大型心筋症 |
| 289 | 左肺動脈右肺動脈起始症 |
| 290 | ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 |
| 291 | ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 |
| 292 | ビッカースタッフ脳幹脳炎 |
| 293 | 非典型型溶血性尿毒症症候群 |
| 294 | 非特異性多発性小腸潰瘍症 |
| 295 | 皮膚筋炎／多発性筋炎 |
| 296 | びまん性汎細気管支炎 ○ |
| 297 | 肥満低換気症候群 ○ |
| 298 | 表皮水疱症 |
| 299 | ヒルシュブルグ病（全結腸型又は小腸型） |
| 300 | VATER症候群 |
| 301 | ファイファー症候群 |
| 302 | ファロー四徴症 |
| 303 | ファンコニ貧血 |
| 304 | 封入体筋炎 |
| 305 | フェニルケトン尿症 |
| 306 | フォンタン術後症候群 ○ |
| 307 | 複合カルボキシラーゼ欠損症 |
| 308 | 副甲状腺機能低下症 |
| 309 | 副腎白質ジストロフィー |
| 310 | 副腎皮質刺激ホルモン不応症 |
| 311 | ブラウ症候群 |
| 312 | プラダー・ウィリ症候群 |
| 313 | プリオン病 |
| 314 | プロピオン酸血症 |
| 315 | PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症） |
| 316 | 閉塞性細気管支炎 |
| 317 | β-ケトチオラーゼ欠損症 |
| 318 | ベーチェット病 |
| 319 | ベスレムミオパチー |
| 320 | ヘパリン起因性血小板減少症 ○ |

| 番号 | 疾病名 |
|-----|----------------------------|
| 321 | ヘモクロマトーシス ○ |
| 322 | ペリー病 △ |
| 323 | ペルーシド角膜辺縁変性症 ○ |
| 324 | ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。） |
| 325 | 片側巨脳症 |
| 326 | 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群 |
| 327 | 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症 |
| 328 | 発作性夜間ヘモグロビン尿症 |
| 329 | ホモシスチン尿症 |
| 330 | ポリフィリン症 |
| 331 | マリネスコ・シェーグレン症候群 |
| 332 | マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 △ |
| 333 | 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー |
| 334 | 慢性血栓性肺高血圧症 |
| 335 | 慢性再発性多発性骨髄炎 |
| 336 | 慢性膀胱炎 ○ |
| 337 | 慢性特異性偽性腸閉塞症 |
| 338 | ミオクロニー欠伸てんかん |
| 339 | ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん |
| 340 | ミトコンドリア病 |
| 341 | 無虹彩症 |
| 342 | 無脾症候群 |
| 343 | 無βリポタンパク血症 |
| 344 | メーブルシロップ尿症 |
| 345 | メチルグルタコン酸尿症 |
| 346 | メチルマロン酸血症 |
| 347 | メビウス症候群 |
| 348 | 免疫性血小板減少症 △ |
| 349 | メンケス病 |
| 350 | 網膜色素変性症 |
| 351 | もやもや病 |
| 352 | モワット・ウイルソン症候群 |
| 353 | 薬剤性過敏症候群 ○ |
| 354 | ヤング・シンブソン症候群 |
| 355 | 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○ |
| 356 | 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん |
| 357 | 4p欠失症候群 |
| 358 | ライソゾーム病 |
| 359 | ラスマッセン脳炎 |
| 360 | ランゲルハンス細胞組織球症 ○ |
| 361 | ランドウ・クレフナー症候群 |
| 362 | リジン尿性蛋白不耐症 |
| 363 | 両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○ |
| 364 | 両大血管右室起始症 |
| 365 | リンパ管腫症/ゴーハム病 |
| 366 | リンパ脈管筋腫症 |
| 367 | 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。） |
| 368 | ルビンシュタイン・テイビ症候群 |
| 369 | レーベル遺伝性視神経症 |
| 370 | レチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症 |
| 371 | 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○ |
| 372 | レット症候群 |
| 373 | レノックス・ガストー症候群 |
| 374 | ロウ症候群 ● |
| 375 | ロスモンド・トムソン症候群 |
| 376 | 肋骨異常を伴う先天性側弯症 |



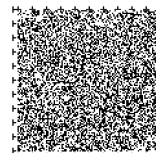
障害者に関するマークについて

(内閣府HP)

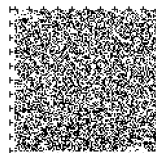
街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
皆さまの御理解と御協力をお願いします。

○順不同

| 名 称 | 概 要 等 | 連 絡 先 |
|---|--|--|
| 【障害者のための 国際シンボルマーク】  | <p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p> | 公益財団法人 日本障害者リハビリ テーション協会 https://www.jsrpd.jp/ TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523 |
| 【身体障害者標識】 (身体障害者マーク)  | <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> | 警察庁交通局 交通企画課 TEL:03-3581-0141(代) |
| 【聴覚障害者標識】 (聴覚障害者マーク)  | <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> | 警察庁交通局 交通企画課 TEL:03-3581-0141(代) |
| 【盲人のための 国際シンボルマーク】  | <p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> | 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 https://ncwbj.or.jp/ TEL:03-5291-7885 |
| 【耳マーク】  | <p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。</p> | 一般社団法人 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会 https://www.zennancho.or.jp/ TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046 |
| 【オストメイト用設備/ オストメイト】  | <p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマーク (JIS Z8210) は、オストメイトの為の設備 (オストメイト対応のトイレ) があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p> | 公益財団法人 交通エコロジー・ モビリティ財団 https://www.ecomo.or.jp/ TEL:03-5844-6265 FAX:03-5844-6254 |



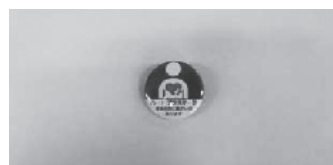
| 名 称 | 概 要 等 | |
|---|---|---|
| <p>【ほじょ犬マーク】</p>  | <p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p> | <p>連絡先</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室</p> <p>TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237</p> |
| <p>【ハート・プラス マーク】</p>  | <p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p> | <p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/ E-mail:info@heartplus.org</p> |
| <p>【障害者雇用支援マーク】</p>  | <p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしくをお願いします。</p> | <p>公益財団法人 ソーシャルサービス協会 I Tセンター https://www.social.or.jp/itcenter/ TEL : 052-218-2154 FAX : 052-218-2155</p> |
| <p>【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】</p>  | <p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p> | <p>岐阜市福祉部 障がい福祉課</p> <p>TEL : 058-214-2138 FAX : 058-265-7613</p> |
| <p>【ヘルプマーク】</p>  | <p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです (JIS規格)。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p> | <p>東京都福祉局 障害者施策推進部 計画課社会参加推進担当</p> <p>TEL:03-5320-4147</p> |



お知らせ



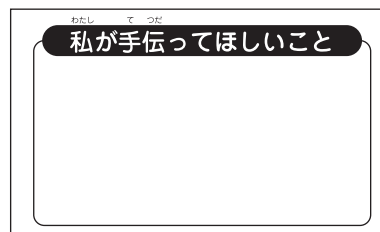
カード



缶バッジ



おもて



うら

ハート・プラスマーク

身体内部に障がい等のある人は、外見からはわかりにくいため、公共交通機関で優先席を利用しづらい等、周囲の理解が得られにくく、お困りになっていることがあります。このため、内部障がい者や内臓疾患者を表す「ハート・プラスマーク」(特定非営利活動法人ハート・プラスの会製作)を活用した啓発が呼びかけられています。

福岡市でも地下鉄車内優先席にステッカーを貼ったり、西鉄電車やバス内では同マークを紹介するなど、内部障がい者等への配慮について皆様の理解と協力を求める取り組みをすすめています。

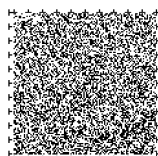
障がい者本人が携帯するためのカードや缶バッジを製作し、各区役所福祉・介護保険課及び健康課窓口等で、ご希望される内部障がいのある人へ配布しています。

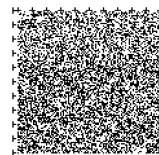
ヘルプカード

ヘルプカードは、障がい等のある人が困ったときに、周りにいる人に配慮をお願いしたり、手伝ってほしいことを伝えたりするためのカードです。特に、知的障がいや聴覚障がい、内部障がいなど、外見からはわかりにくい障がいや不自由のある人は、周囲からは困っていることがわかりにくく、また「どのような手助けが必要か」うまく伝えられないことが多いため、カードの裏面に「手伝ってほしいこと」を書くことで、周囲の手助けをスムーズに受けられやすくなります。

[問い合わせ先] 福祉局障がい者部障がい企画課
TEL(711)4985 FAX(711)4818

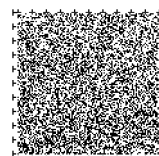
身体・知的・精神(発達)障がいのある人、妊娠中の人、認知症その他介助が必要な高齢者へ各区役所福祉・介護保険課及び健康課窓口等で、配布しています。



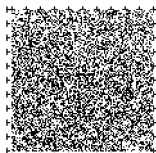


関係窓口

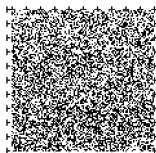
| 機 関 名 | 郵便番号 | 所 在 地 | 電 話 | F A X | |
|-------------------------|-------|----------|------------------------------|----------|----------|
| 区障がい者 基幹相談 支援センター | 東区第1 | 811-0201 | 福岡市東区三苫8-105-1 やまと更生センター内 | 607-3651 | 607-3652 |
| | 東区第2 | 813-0024 | 福岡市東区名子3-1-8 | 692-2744 | 692-2745 |
| | 東区第3 | 812-0054 | 福岡市東区馬出1-2-23 第1岡部ビル102 | 292-5604 | 292-5607 |
| | 博多区第1 | 812-0041 | 福岡市博多区吉塚3-18-1 | 409-2478 | 409-2479 |
| | 博多区第2 | 812-0894 | 福岡市博多区諸岡1-15-22 | 589-6292 | 589-6293 |
| | 中央区 | 810-0022 | 福岡市中央区薬院1丁目 6-9-401 | 738-3314 | 738-3340 |
| | 南区第1 | 815-0041 | 福岡市南区野間4-2-40-102 | 559-1929 | 559-1931 |
| | 南区第2 | 815-0033 | 福岡市南区大橋3-17-7 スクエア大橋1F | 555-2461 | 555-2462 |
| | 南区第3 | 815-0075 | 福岡市南区長丘3-9-8 | 401-0016 | 401-0089 |
| | 城南区 | 814-0153 | 福岡市城南区樋井川4-1-11 りーど内 | 874-7907 | 874-7910 |
| | 早良区第1 | 814-0002 | 福岡市早良区西新7-15-9-1階 | 847-2764 | 847-2765 |
| | 早良区第2 | 811-1103 | 福岡市早良区四箇5丁目 5-32 | 707-7774 | 707-7784 |
| | 西区第1 | 819-0002 | 福岡市西区姪の浜4-22-31 ヌメルスⅢ30号室 | 885-5060 | 885-5065 |
| | 西区第2 | 819-0169 | 福岡市西区今宿西1-25-17 | 806-5259 | 834-2063 |
| 福祉・介護 保険課 | 東 | 812-8653 | 東区箱崎2-54-1 | 645-1067 | 631-2191 |
| | 博多 | 812-8512 | 博多区博多駅前2-8-1 | 419-1079 | 441-1701 |
| | 中央 | 810-8622 | 中央区大名2-5-31 | 718-1100 | 715-5010 |
| | 南 | 815-8501 | 南区塩原3-25-3 | 559-5121 | 512-8811 |
| | 城南 | 814-0192 | 城南区鳥飼6-1-1 | 833-4102 | 822-0911 |
| | 早良 | 814-8501 | 早良区百道2-1-1 | 833-4353 | 831-5723 |
| | 西 | 819-8501 | 西区内浜1-4-1 | 895-7064 | 881-5874 |
| 子育て支援課 | 東 | 812-8653 | 東区箱崎2-54-1 | 645-1068 | 631-1511 |
| | 博多 | 812-8512 | 博多区博多駅前2-8-1 | 419-1080 | 402-2703 |
| | 中央 | 810-8622 | 中央区大名2-5-31 | 718-1101 | 771-4955 |
| | 南 | 815-8501 | 南区塩原3-25-1 | 559-5123 | 559-5149 |
| | 城南 | 814-0192 | 城南区鳥飼6-1-1 | 833-4103 | 822-2133 |
| | 早良 | 814-8501 | 早良区百道2-1-1 | 833-4354 | 831-5723 |
| | 西 | 819-8501 | 西区内浜1-4-1 | 895-7065 | 881-5874 |
| 健康課 | 東 | 812-0053 | 東区箱崎2-54-27 | 645-1079 | 651-3844 |
| | 博多 | 812-8512 | 博多区博多駅前2-8-1 | 419-1092 | 441-0057 |
| | 中央 | 810-0073 | 中央区舞鶴2-5-1 | 761-7339 | 734-1690 |
| | 南 | 815-8501 | 南区塩原3-25-3 | 559-5118 | 541-9914 |
| | 城南 | 814-0103 | 城南区鳥飼5-2-25 | 831-4209 | 822-5844 |
| | 早良 | 814-0006 | 早良区百道1-18-18 | 851-6015 | 822-5733 |
| | 西 | 819-0005 | 西区内浜1-4-7 | 895-7074 | 891-9894 |



21 資料編



| 機 関 名 | 郵便番号 | 所 在 地 | 電 話 | F A X |
|----------------------------|-------------------------------------|-----------------------|----------|----------|
| 地 域 保 健 福 祉 課 | 東 | 812-8653 東区箱崎2-54-27 | 645-1086 | 631-2295 |
| | 博 多 | 812-8512 博多区博多駅前2-8-1 | 419-1098 | 402-1169 |
| | 中 央 | 810-0073 中央区舞鶴2-5-1 | 718-1109 | 734-1690 |
| | 南 | 815-8501 南区塩原3-25-3 | 559-5131 | 559-5135 |
| | 城 南 | 814-0192 城南区烏飼6-1-1 | 833-4111 | 822-2133 |
| | 早 良 | 814-8501 早良区百道2-1-1 | 833-4361 | 833-4349 |
| | 西 | 819-8501 西区内浜1-4-7 | 895-7077 | 891-9894 |
| 保 険 年 金 課 | 東 | 812-8653 東区箱崎2-54-1 | 645-1102 | 631-6463 |
| | 博多 | 812-8512 博多区博多駅前2-8-1 | 419-1118 | 441-0075 |
| | 中央 | 810-8622 中央区大名2-5-31 | 718-1124 | 725-2117 |
| | 南 | 815-8501 南区塩原3-25-1 | 559-5152 | 561-3444 |
| | 城南 | 814-0192 城南区烏飼6-1-1 | 833-4123 | 844-6790 |
| | 早良 | 814-8501 早良区百道2-1-1 | 833-4372 | 846-9921 |
| | 入部出張所 | 811-1102 早良区東入部2-14-8 | 804-2014 | 803-0924 |
| | 西 | 819-8501 西区内浜1-4-1 | 895-7090 | 883-6690 |
| 西部出張所 | 819-0367 西区西都2-1-1 | 806-9432 | 806-6811 | |
| 障がい者更生相談所 | 810-0072 中央区長浜1-2-8 (あいあいセンター5階) | 713-8900 | 715-3587 | |
| 精神保健福祉センター | 810-0073 中央区舞鶴2-5-1 (あいろ3階) | 737-8825 | 737-8827 | |
| こども総合相談センター | 810-0065 中央区地行浜2-1-28 | 833-3000 | 832-7830 | |
| こども発達支援課 | 810-8620 中央区天神1-8-1 | 711-4178 | 733-5718 | |
| 障がい児事業所指導課 | 810-8620 中央区天神1-8-1 | 711-4987 | 733-5718 | |
| 発達教育センター | 810-0065 中央区地行浜2-1-6 | 845-0015 | 845-0025 | |
| あいあいセンター (心身障がい福祉センター) | 810-0072 中央区長浜1-2-8 | 721-1611(代) | 712-5918 | |
| こども療育相談窓口 | 810-0072 中央区長浜1-2-8 (あいあいセンター6階) | 737-8771 | 737-8772 | |
| 東 部 療 育 セ ン タ ー | 813-0025 東区青葉4-1-1 | 410-8234 | 691-3510 | |
| こども療育相談窓口 | 813-0025 東区青葉4-1-1 (東部療育センター1階) | 410-8151 | 691-3510 | |
| 西 部 療 育 セ ン タ ー | 819-0005 西区内浜1-5-54 | 883-7161 | 883-7163 | |
| こども療育相談窓口 | 819-0005 西区内浜1-5-54 (西部療育センター4階) | 883-7186 | 883-7163 | |
| 南 部 療 育 セ ン タ ー | 812-0887 博多区三筑2-9-5 | 558-4860 | 558-4835 | |
| こども療育相談窓口 | 812-0887 博多区三筑2-9-5 (南部療育センター1階) | 558-4859 | 558-4835 | |
| 福岡県医療的ケア児支援センター | 810-0119 糟屋郡新宮町緑ヶ浜4-2-1 | 692-1601 | 962-3113 | |
| ゆうゆうセンター (発達障がい者支援センター) | 810-0073 中央区舞鶴1-4-13 (福岡市舞鶴庁舎4階) | 753-7411 | 753-7412 | |
| さん・さんプラザ (障がい者スポーツセンター) | 815-0031 南区清水1-17-15 | 511-1132 | 552-3447 | |
| 点 字 図 書 館 | 814-0001 早良区百道浜3-7-1 (総合図書館1階) | 852-0555 | 852-0556 | |
| ももち福祉プラザ | 814-0001 早良区百道浜1-4-1 | 847-2761 | 847-2763 | |



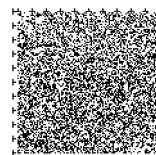
身…身体障がい者

知…知的障がい者

精…精神障がい者

難…難病等対象者

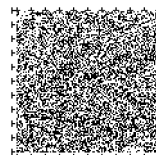
児…障がい児



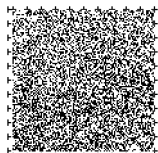
| 機 関 名 | 郵便番号 | 所 在 地 | 電 話 | F A X | |
|-------------------------|----------|------------------------------|--------------|--------------|----------|
| 東障がい者フレンドホーム | 813-0062 | 東区松島3-15-2 | 621-8840 | 621-8863 | |
| 博多障がい者フレンドホーム | 812-0857 | 博多区西月隈5-6-1 | 586-1360 | 586-1397 | |
| 中央障がい者フレンドホーム | 810-0073 | 中央区舞鶴1-4-13 | 753-6776 | 753-6777 | |
| 南障がい者フレンドホーム | 815-0031 | 南区清水1-16-22 | 541-5858 | 541-5856 | |
| 城南障がい者フレンドホーム | 814-0143 | 城南区南片江2-32-1 | 861-1180 | 861-1123 | |
| 早良障がい者フレンドホーム | 814-0001 | 早良区百道浜1-4-1 | 847-2761 | 847-2763 | |
| 西障がい者フレンドホーム | 819-0005 | 西区内浜1-5-54 | 883-7017 | 883-7037 | |
| ふくふくプラザ(市民福祉プラザ) | 810-0062 | 中央区荒戸3-3-39 | 731-2929(代) | 731-2934 | |
| 介護実習普及センター | 810-0062 | 中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ3階) | 731-8100 | 731-5361 | |
| 住宅改造相談センター | 810-0062 | 中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ3階) | 731-3511 | 731-5361 | |
| 認知症介護相談 | 810-0062 | 中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ3階) | 0120-851-641 | | |
| (特非)福岡市障がい者 スポーツ協会 | 810-0062 | 中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ3階) | 781-0561 | 781-0565 | |
| 福岡市社会福祉協議会 | 810-0062 | 中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ4階) | 751-1121 | 751-1509 | |
| ボランティアセンター | 810-0062 | 中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ2階) | 713-0777 | 713-0778 | |
| 障がい者社会参加推進センター | 810-0062 | 中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ4階) | 732-6077 | 713-1393 | |
| 障がい者110番 | 810-0062 | 中央区荒戸3-3-39 (市民福祉プラザ4階) | 738-0010 | 791-7687 | |
| 福岡県福祉情報センター | 816-0804 | 春日市原町3-1-7 (クローバープラザ2階) | 584-3330 | 584-3319 | |
| 福岡市立障がい者就労 支援センター | 810-0073 | 中央区舞鶴1-4-13 (福岡市舞鶴庁舎4階) | 711-0833 | 711-0834 | |
| 公共職業 安定所 (ハローワーク) | 福岡中央 | 810-8609 | 中央区赤坂1-6-19 | 712-8609(代) | 725-3465 |
| | 福岡西 | 819-8552 | 西区姪浜駅南3-8-10 | 881-8609(代) | 883-5876 |
| | 福岡東 | 813-8609 | 東区千早6-1-1 | 672-8609(代) | 681-1438 |
| | 福岡南 | 816-8577 | 春日市春日公園3-2 | 513-8609(代) | 513-8606 |
| 福岡障害者職業センター | 810-0042 | 中央区赤坂1-6-19 (ワークプラザ赤坂5階) | 752-5801 | 752-5751 | |
| 福岡障害者職業能力開発校 | 808-0122 | 北九州市若松区大字蟹住1728-1 | 093-741-5431 | 093-741-1340 | |
| 高齢・障害・求職者 雇用支援機構福岡支部 | 810-0042 | 中央区赤坂1-10-17 (しんくみ赤坂ビル6階) | 718-1310 | 718-1314 | |
| 福岡県聴覚障害者センター | 816-0804 | 春日市原町3-1-7 (クローバープラザ3階) | 582-2414 | 582-2419 | |
| 福岡市聴覚障がい者情報センター | 810-0062 | 中央区荒戸3-3-9(市民福祉プラザ) | 718-1724 | 718-1710 | |

資料編

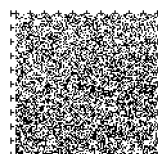
21



21 資料編



| 機 関 名 | 郵便番号 | 所 在 地 | 電 話 | F A X | |
|-----------------------------|-------------------------|----------|---|-------------|----------|
| 日本年金機構 年金事務所 | 東福岡 (東区※1) | 812-8657 | 東区馬出3-12-32 | 651-7967 | 641-4049 |
| | 博 多 (東区※1・博多区) | 812-8540 | 博多区博多駅前3-14-1 T-Building HAKATA EAST 4・5階 | 474-0012 | 474-7249 |
| | 南福岡 (南区) | 815-8558 | 南区塩原3-1-27 | 552-6112 | 541-7649 |
| | 中福岡 (中央区) | 810-8668 | 中央区大手門2-8-25 | 751-1232 | 715-2449 |
| | 西福岡 (西区・城南区・早良区) | 819-8502 | 西区内浜1-3-7 | 883-9962 | 884-0149 |
| 保険年金課 (国民年金担当係) | 東 | 812-8653 | 東区箱崎2-54-1 | 645-1104 | 631-6463 |
| | 博多 | 812-8512 | 博多区博多駅前2-8-1 | 419-1120 | 441-0075 |
| | 中央 | 810-8622 | 中央区大名2-5-31 | 718-1126 | 725-2117 |
| | 南 | 815-8501 | 南区塩原3-25-1 | 559-5155 | 561-3444 |
| | 城南 | 814-0192 | 城南区鳥飼6-1-1 | 833-4125 | 844-6790 |
| | 早良 | 814-8501 | 早良区百道2-1-1 | 833-4323 | 846-9921 |
| | 入部出張所 | 811-1102 | 早良区東入部2-14-8 | 804-2014 | 803-0924 |
| | 西 | 819-8501 | 西区内浜1-4-1 | 895-7092 | 883-6690 |
| 課 税 課 市 民 税 係 | 西部出張所 | 819-0367 | 西区西都2-1-1 | 806-9433 | 806-6811 |
| | 東 | 812-8653 | 東区箱崎2-54-1 | 645-1026 | 632-4970 |
| | 博多 | 812-8512 | 博多区博多駅前2-8-1 | 419-1027 | 476-5188 |
| | 中央 | 810-8622 | 中央区大名2-5-31 | 718-1038 | 714-4231 |
| | 南 | 815-8501 | 南区塩原3-25-1 | 559-5041 | 511-3652 |
| | 城南 | 814-0192 | 城南区鳥飼6-1-1 | 833-4032 | 841-2145 |
| | 早良 | 814-8501 | 早良区百道2-1-1 | 833-4320 | 841-2185 |
| 課 税 課 固 定 資 産 税 家 屋 係 | 西 | 819-8501 | 西区内浜1-4-1 | 895-7017 | 883-8565 |
| | 資産課税課軽自動車税係 | 812-8512 | 博多区博多駅前2-8-1 | 292-1604 | 292-4187 |
| | 東 | 812-8653 | 東区箱崎2-54-1 | 645-1033 | 632-4970 |
| | 博多 | 812-8512 | 博多区博多駅前2-8-1 | 419-1034 | 476-5188 |
| | 中央 | 810-8622 | 中央区大名2-5-31 | 718-1047 | 714-4231 |
| | 南 | 815-8501 | 南区塩原3-25-1 | 559-5053 | 511-3652 |
| | 城南 | 814-0192 | 城南区鳥飼6-1-1 | 833-4038 | 841-2145 |
| 県 税 事 務 所 | 早良 | 814-8501 | 早良区百道2-1-1 | 833-4328 | 841-2185 |
| | 西福岡 (中央区・城南区・早良区・西区) | 810-8515 | 中央区赤坂1-8-8 | 735-6141(代) | 715-4824 |
| | 博 多 (南区・博多区) | 812-8542 | 博多区博多駅前東1-17-1 | 260-6001(代) | 260-6011 |
| 福岡国税局電話相談センター | | | | 411-0124 | |
| 福岡市内の 税 務 署 ※ 2 | 東福岡 (東区) | 812-8543 | 東区箱崎1-18-1 | 641-0201(代) | 641-0136 |
| | 博 多 (東区の一部・博多区) | 812-8706 | 東区馬出1-8-1 | 641-8131 | |
| | 香 椎 (東区の一部) | 813-8681 | 東区千早6-2-1 | 661-1031 | |
| | 福 岡 (中央区・南区) | 810-8689 | 中央区天神4-8-28 | 771-1151 | |
| | 西福岡 (西区・城南区・早良区) | 814-8602 | 早良区百道1-5-22 | 843-6211 | |



※1 東区は制度により管轄が異なります（国民年金は東福岡、厚生年金は博多）。

※2 税務署におかけいただいた電話は自動音声でご案内しますので、案内に従って番号を選択してください。

119番だけでFAX通報できます。

☆ 消防FAX通報カード ☆

ふくおかししょうぼうきょくさいがいきゅうきゅうしれいせんたー
福岡市消防局災害救急指令センター

FAX : 119

あてはまるものに○をつけてください。

| | |
|--|--|
| <p>かじ 火事</p> <p>いま、なにが燃えていますか</p> <p>いま だいどころ その他 ()</p> <p>が燃えています。</p> <p>逃げ遅れが います・いません</p> | <p>きゅうきゅう 救急</p> <p>きゅうびょう 急病・けが</p> <p>しょうじょう 症状は？</p> <p>あたま むね はら あし て うで 頭・胸・腹・足・手・腕</p> <p>その他 () が痛いです。</p> <p>() が () です。</p> |
|--|--|

もし何か起こったときはFAXできるように、名前・住所・連絡先などを書いておきましょう。

| | |
|----------------------|--|
| なまえ 名前 | () さい 男・女 |
| じゅうしょ 住所 | く ちょうめ ばん ごう 区 丁目 番 号 |
| かかりつけ病院 | |
| FAX番号 | () - |
| きんきゅうれんらくさき 緊急連絡先 | でんわばんごう 電話番号 () - だれ ばんごう 誰の番号？ ちち はは がっこう しょくば きんじょ ひと その他 () 父・母・学校・職場・近所の人・その他 () |

